福島地方法務局所属公証人小原紘司は願により公証人を免ぜられた。
伊藤洋一は公証人に任命され、福島地方法務局所属公証人小原紘司の後任を命ぜられた。
髙橋仁は公証人に任命され、秋田地方法務局所属公証人金子寛志の後任を命ぜられた。
松山地方法務局所属公証人小西俊雄は願により公証人を免ぜられた。
井櫻久充は公証人に任命され、松山地方法務局所属公証人小西俊雄の後任を命ぜられた。（以上六月1日）
京都地方法務局所属公証人伊關毅正は願により公証人を免ぜられた。
神戸地方法務局所属公証人岩橋廣明は願により公証人を免ぜられた。
谷岡孝範は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人岩橋廣明の後任を命ぜられた。（以上六月11日）（法務省）

公　告

諸　事　項

証 票 無 効

○　所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、消費税、地方消費税（譲渡割）、復興特別法人税、復興特別所得税に関する質問検査章
平成24年７月25日交付　第24―21号
秋田南税務署　財務事務官　小野寺幸喜　名義分
平成26年４月11日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成26年６月19日　国　税　庁

ティルト・ローター機の提案要求書の受領手続に関する説明会

ティルト・ローター機の提案要求書の受領手続きに関する説明会を次のとおり実施します。
平成26年６月19日
防衛省陸上幕僚長　岩田　清文
1　提案を要求する機種等
ティルト・ローター機（取得機数に係る考え方は提案要求書に記載）、維持整備に関する部品、器材及び役務並びに教育訓練に関する器材及び役務等。（以下「ティルト・ローター機等」という。）
なお、ティルト・ローター機等は、次の条件を備える機種とします。
⑴　固定翼航空機のような速い巡航速度及び長い航続距離での飛行が可能なこと。
⑵　不整地においてヘリコプターのように離着陸が可能なこと。
⑶　海自輸送艦等からの発着艦、搭載・格納が可能なこと。
2　提案を希望する企業等の要件
⑴　ティルト・ローター機等を納入できること。
⑵　防衛省の要求する情報セキュリティ基準及び秘密保全関連規則に基づく手続を満たす保全体制が備わっていること。
なお、当該保全体制の確認は防衛省が行います。保全体制が備わっていることは提案要求書の手交の際の必須要件となるため、保全体制の確認に関する手続など不明な点がある場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。
3　提案希望申込書の配布
⑴　対象
提案を希望する企業等
⑵　日時
平成26年６月25日（水）午前11時
⑶　場所
防衛省陸上幕僚監部体制移行室（Ａ棟１階）
⑷　内容
提案希望申込書の配布及び提案要求書の受領手続に関する説明
⑸　提案希望申込書の受付期限
平成26年７月２日（水）午前11時
⑹　その他
提案を希望する企業又は外国政府機関は必ず説明会に参加してください。説明会に参加しない場合、以後、提案要求書を受領することはできません。
4　提案要求書に関する説明会
提案希望申込を行った企業等を対象に、提案要求書の手交、概要説明等のための説明会を行います。細部は、提案希望申込書の配布時に説明します。
5　問合せ先
防衛省陸上幕僚監部開発官付
藤原　英之　電話　03―3268―3111
内線　41784

滞空型無人機の提案要求書の受領手続に関する説明会

滞空型無人機の提案要求書の受領手続に関する説明会を次のとおり実施します。
平成26年６月19日
防衛省航空幕僚長　齊藤　治和
1　提案を要求する機種
滞空型無人機３機及び関連地上装置等（以下「本システム」という。）
なお、本システムは、次の条件を備える機種とする。
⑴　我が国領海・領空から比較的離れた地域での情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な警戒監視等を行うことが可能なこと。
⑵　プリプログラムによる飛行が可能であり、地上装置から、見通し線内外において、通信を用いて機体及びセンサーを操作できること。
2　提案を希望する企業等の要件
⑴　本システムを納入できること。
⑵　防衛省の要求する情報セキュリティ基準及び秘密保全関連規則に基づく手続を遵守できる保全体制が備わっていること。
なお、当該保全体制の確認は防衛省が行います。保全体制が備わっていることは提案要求書の手交の際の必須要件となるため、保全体制の確認に関する手続きなど不明な点がある場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。
3　提案希望申込書の配布等
⑴　対象
提案を希望する企業等
⑵　日時
平成26年６月25日（水）午後２時
⑶　場所
防衛省市ヶ谷庁舎Ａ棟15階航空幕僚監部装備部面談室
⑷　内容
提案希望申込書の配布及び提案要求書の受領手続に関する説明
⑸　提案希望申込書の受付期限
平成26年７月２日（水）午後２時
⑹　その他
提案を希望する企業又は外国政府機関は必ず説明会に参加してください。説明会に参加しない場合、以後、提案要求書を受領することはできません。
4　提案要求書に関する説明会
提案希望申込を行った企業等を対象に、提案要求書の手交、概要説明等のための説明会を後日行います。細部は、提案希望申込書の配布時に説明します。
5　問合せ先
防衛省航空幕僚監部装備部装備課計画班長
片岡　　智
電話　03―3268―3111
内線　60726

航空自衛隊が新たに直接取得しようとする早期警戒（管制）機の提案要求書の受領手続に関する説明会

航空自衛隊が新たに直接取得しようとする早期警戒（管制）機の提案要求書の受領手続に関する説明会を次のとおり実施します。
平成26年６月19日
防衛省航空幕僚長　齊藤　治和
1　提案を要求する航空機
早期警戒（管制）機　４機
2　提案を希望する企業等の要件
⑴　早期警戒（管制）機を納入できること。
⑵　防衛省の要求する情報セキュリティ基準及び秘密保全関連規則に基づく手続を遵守できる保全体制が備わっていること。
なお、当該保全体制の確認は防衛省が行います。保全体制が備わっていることは提案要求書の手交の際の必須要件となるため、保全体制の確認に関する手続きなど不明な点がある場合は、速やかに下記問合せ先までご連絡ください。
また、秘密に指定された情報を外国政府機関に提供する場合は、日本国政府との間で秘密保全に関する合意がなされている必要があり、外国企業に対し秘密に指定された情報を提供する場合は、当該企業が属する国の政府機関を通じて秘密に指定された情報を提供することとしており、その場合、当該企業が属する国と日本国政府との間で秘密保全に関する合意がなされている必要があります。